

**令和 3 年度**  
**長野県農業再生協議会 通常総会資料**

**【 報告事項 】**

- ・令和 2 年度事業の実施状況等について

**【 協議事項 】**

**第 1 号議案 令和 3 年度長野県農業再生協議会 事業計画（案）について**

**第 2 号議案 令和 3 年度長野県農業再生協議会 収支予算（案）について**

**第 3 号議案 令和 3 年度担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入先（案）について**

**第 4 号議案 長野県農業再生協議会 事務処理規程  
会計処理規程  
文書取扱規程  
公印取扱規程の改正（案）について**

## 報告事項

### 令和2年度長野県農業再生協議会事業実施状況等について

#### | 米・戦略作物部会

##### 1 米・戦略作物部会の開催状況

期日	会場	協議事項等
令和2年5月書面開催	一	<ul style="list-style-type: none"><li>・役員の選任について</li><li>・令和元年度 事業報告について</li><li>・令和元年度 収支決算報告について</li></ul>
令和2年11月5日（木）	J A長野県ビル 12C会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年産米の生産調整の実施状況について</li><li>・令和3年度の米政策の推進について</li><li>・主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進について</li><li>・令和3年産主食用米の生産数量目安値の提示について等</li></ul>

##### 2 経営所得安定対策及び米政策等の推進

###### （1）水田農業経営等に係る研修会等の開催

会議等名称	期日	会場	協議事項等
米政策に係る市町村・ J A等担当者会議	令和2年 9月18日	ZOOMによるオンライン開催 (J A長野県ビル 12B会議室、J A松本ハイランド グリンパル会議室 等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・需要に応じた主食用米の適正生産について</li><li>・水田農業の体质強化の取組について</li><li>・生産数量目安値の算定ルールについて等</li></ul>
米政策推進会議	令和2年 11月5日	ZOOMによるオンライン開催 (J A長野県ビル 12C会議室 等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年産米の生産調整の実施状況について</li><li>・令和3年度の米政策の推進について</li><li>・主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進について</li><li>・令和3年産主食用米の生産数量目安値の提示について等</li></ul>
米の需要に応じた生産に係る農林水産省 令和2年度第3次補正予算説明会	令和2年 12月25日	ZOOMによるオンライン開催 (J A長野県ビル 12D会議室 等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・新市場開拓に向けた水田リノベーション事業について</li><li>・水田麦・大豆生産性向上事業について</li><li>・令和3年産に向けた米の需給調整対策に係る対応について</li></ul>
水田フル活用予算に 係る関東農政局ブロック担当者会議	令和3年 1月20日	ZOOMによるオンライン開催 (J A長野県ビル 12E会議室)	<ul style="list-style-type: none"><li>・水田活用の直接支払交付金について</li><li>・新市場開拓に向けた水田リノベーション事業について</li><li>・水田麦・大豆生産性向上事業について</li></ul>
令和3年水田農業経営所得安定対策等推進研修会	令和3年 1月29日	ZOOMによるオンライン開催 (J A長野県ビル 12B会議室)	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度の米政策の推進について</li><li>・令和3年度水田活用の直接支払交付金等の活用について</li><li>・コメ輸出の推進について 等</li></ul>

(2) 経営所得安定対策推進パンフレット等の作成

パンフレット等名称	作成部数
経営所得安定対策と米政策	4,905部
米政策に係る生産者向け啓発チラシ	184,400部
水田地帯への野菜導入チラシ・アンケート	93,000部

3 経営所得安定対策等の加入状況について

※数値は申請時点 (R2: R2.10.2 農林水産省公表 R1: R1.9.30 農林水産省公表)

(1) 交付金別作付申請件数及び面積

区分	水田活用の直接支払交付金	畑作物の直接支払交付金	備考
R2年度	9,706件 6,867ha	1,105件 8,034ha	水田活用及び畑作物の直接支払交付金の作物別作付申請面積の内訳は(2)、(3)のとおり
R1年度	10,943件 6,918ha	1,146件 7,911ha	
比較	▲1,237件 ▲51ha	▲41件 123a	

(2) 水田活用の直接支払交付金の作物別作付申請面積

(単位: ha)

区分	麦	大豆	飼料作物	WCS用稻	米粉用米	飼料用米	加工用米	そば	なたね	新市場開拓用米
R2年度	2,332	509	513	204	22	227	663	2,283	0	114
R元年度	2,358	522	511	216	23	235	747	2,220	0	68
比較	▲26	▲13	2	▲12	▲1	▲8	▲84	63	0	46

(3) 畑作物の直接支払交付金の作物別作付申請面積

(単位: ha)

区分	麦	大豆	そば	なたね
R2年度	2,332	509	513	204
R元年度	2,358	522	511	216
比較	▲26	▲13	2	▲12

(4) 収入減少影響緩和交付金の申請状況

(単位: 件、ha)

件数	計	申請面積			
		米	麦	大豆	
R2年度	1,083	11,972	9,074	1,900	999
R元年度	1,206	12,555	9,484	2,024	1,047
比較	▲123	▲583	▲410	▲124	▲48

## II 担い手・農地部会

### 1 人・農地プランの実質化支援

実施項目	時 期	場所等	参加者等
(1) 人・農地プランの実質化推進研修会の開催	6月	中止	
(2) 人・農地プランの実質化地区別検討会の開催	8月、2月		
(3) 「担い手・農地だより」の発行	8月、2月	認定農業者等に配布	各 6,700 部

### 2 中核的経営体等の確保・育成及び経営力向上支援

実施項目	時 期	場所等	参加者等
(1) 経営相談所の運営			
① 経営戦略会議の開催	4月～3月	12回(メール会議11回)	戦略会議メンバー
② 専門家等を含む支援チームの派遣	4月～3月	専門家:16人、延60回	対象:39経営体
③ 経営相談会の開催 サテライト開催分 経営継続補助金分	2月～3月 7月・11月	4地区(5回) 1次募集:7日間 2次募集:10日間	124名 申請者:204名 申請者:215名
(2) 農業経営法人化支援事業	3月	—	1組織
(3) 集落営農経営発展支援研修会の開催	11月19日	安曇野市安曇野スイス村	96名
(4) 農業経営管理能力向上セミナーの開催	12月10日 1月14日	塩尻市 県総合教育センター	45名 36名
(5) 農福連携推進研修会の開催	10月27日	安曇野市安曇野スイス村	65名
(6) 農業女子経営力アップ支援事業の実施	通年	販路拡大、マルシェ出店	7グループ

### 3 農地の有効活用の推進

実施項目	時 期	場所等	参加者等
(1) 農地流動化検討会の開催 (人・農地プランの実質化の取組検討 等)	6月～2月	3回	部会事務局員
(2) 遊休農地活用推進研修会の開催	2月5日	ZOOMによるWEB開催	80名

### 4 収入減少影響緩和交付金の農業者積立金の管理

通年

### 5 会議等の開催

実施項目	時 期	場所等	内 容
(1) 総 会	6月19日 3月18日	書面決議 〃	令和元年度事業報告、収支決算報告 令和3年度事業計画、収支予算
(2) 担い手・農地部会	5月22日 3月12日	書面決議 JAビル12F	総会(決算)提出議案 総会(予算)提出議案
(3) 事務局員会議	4月23日 6月18日 9月16日 2月16日	JAビル13F 〃 13F 〃 13F 〃 4B	平令和元年度事業実施状況、収支決算報告 人・農地プランの実質化の状況、上半期事業計画 下半期事業計画 令和3年度事業計画、収支予算
(4) 監 査	5月13日 5月24日 10月16日	JAビル13F JAビル4A JAビル13F	内部監査(令和元年度下半期) 令和元年度事業及び会計処理状況(本監査) 内部監査(令和2年度上半期)

### III 中山間地農業振興部会

#### 1 市町村の将来ビジョンに関する支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等
(1) 令和2年度ビジョンの策定支援	令和2年 3月16日認定	72市町村（中山間地のない小布施町、原村、南箕輪村、山形村、松川村を除く）
(2) 令和3年度ビジョンの策定支援	令和3年 3月認定予定	72市町村（中山間地のない小布施町、原村、南箕輪村、山形村、松川村を除く）

#### 2 地域別農業振興計画に関する支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等
(1) 令和2年度計画の策定支援	令和2年 3月16日認定	10地区（全地域振興局、対象77市町村）
(2) 令和3年度計画の策定支援	令和3年 3月認定予定	10地区（全地域振興局、対象77市町村）

#### 3 横断的な課題に対する検討関係

実施項目	実施時期	実施内容
中山間地における農産物の 地域内流通の検討	3月	高齢農業者、零細農業者等の農産物出荷 に係る課題・ニーズの把握

#### 4 中山間地農業ルネッサンス推進事業に関する支援関係

実施項目	実施時期	実施内容、事業等
(1) 伊那市推進事業	6～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内農業公園における商品開発、販売計画策定</li> <li>・入野谷在来種そば復活支援、評価・保存方法開発</li> <li>・高遠てんとうなんばん普及支援</li> </ul>
(2) 飯島町推進事業	7～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稻わら細工加工用試験圃場設置、試験栽培</li> </ul>
(3) 長野県推進事業	4～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○佐久地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料作物增收のための牧草、トウモロコシ品種展示</li> <li>・飼料作物の生育調査と情報発信</li> </ul> </li> <li>○南信州地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県オリジナル夏秋イチゴ（サマーリリカル：長・野53号）の適応性評価</li> <li>・関係機関による現地巡回指導</li> <li>・モデル圃場の設置と成績検討会の開催</li> </ul> </li> <li>○松本地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生坂村公社研修生等のぶどう栽培技術習得支援</li> </ul> </li> </ul>

## 第1号議案

### 令和3年度 長野県農業再生協議会事業計画（案）

国は、農林水産業を成長産業にするため、攻めの農業を展開する基盤づくりと担い手への農地集積・集約化、農林水産物・食品の高付加価値化を推進するとともに、水田のフル活用や経営所得安定対策を着実に実施することとした。また、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、良好な景観を形成している農村が、構造改革が進む中でも多面的機能を維持・発揮できるようにする取組を進めることとしている。

本県では、平成30年度からスタートした「第3期長野県食と農業農村振興計画」において、次代の長野県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村文化、農村景観などを確実に“つなぐ”とともに、農業・農村の魅力を向上するため、「次代へつなぐ信州農業」、「消費者とつながる信州の食」、「人と人がつながる信州の農村」の3本柱で政策を展開することとしている。

これらの状況を踏まえ、当協議会においては、国や県の施策を積極的に活用して、主食用米の適正生産や水田農業の体質強化をはじめ、中核的経営者の育成や農地の集積・集約化の推進、耕作放棄地の再生活用等による地域農業の構造改革を図るとともに、中山間地の農業・農村振興に向け、関係者が一丸となって取組を進めることとする。

# 令和3年度 米・戦略作物部会事業計画（案）

## 1 基本方針

国は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下で、「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」などによる支援を継続するとともに、コロナ禍等の影響で民間在庫量が増大した対応として「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」などの新たな支援策を措置し、主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしている。

本県においても、長年に亘って築き上げてきた、関係機関・団体・生産者が一体となった需給調整の枠組みをしっかりと維持し、国の示す需給見通しに沿って、平成26年に次ぐ規模の生産調整に取り組むこととし、主食用米の需要に応じた適正生産の取組を強化する。

また、水田農業経営体の所得確保と経営発展に向けた「第2期水田農業トリプルアップ運動」を展開し、持続性の高い活力ある水田農業の実現を図る。

## 2 事業計画

### （1）主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進

「令和3年度の米政策の推進について（令和2年11月5日長野県農業再生協議会決定）」に基づき、県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となり、需要に応じた主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりを進め、水田農業の体质強化を図る。

#### ア 主食用米の需要に応じた適正生産の推進

##### （ア）主食用米の生産数量目安値の設定と目安値に沿った適正生産の推進

（イ）作付オーバー協議会等への主食用米からの転換品目の提案など目安値内での生産に向けた取組

（ウ）米の安定取引に向けた複数年・播種前契約の推進

（エ）加工用米や新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稻、新市場開拓用米）の推進

（オ）確実な需要が見込める県内向け飼料用米及び新市場開拓用米への取組推進の強化

（カ）備蓄米の取組推進

（キ）稲作生産者の適正生産に向けた啓発用チラシの作成・配布

#### イ 水田収益力強化ビジョンの策定・推進

（ア）地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりの推進

（イ）「水田活用の直接支払交付金（産地交付金）」の最大限の活用促進

#### ウ 経営所得安定対策の活用

担い手農家の経営安定に向けて「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」や「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」の活用を推進

#### エ 農業保険制度の活用推進

農業経営のセーフティーネットとして、収入保険制度（農業経営収入保険事業）又は農業共済及びナラシ対策への加入を推進

## (2) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の実施

令和2年度第3次補正予算において措置された「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」を活用し、実需と連携した加工用米・新市場開拓用米等の取組拡大と低成本生産技術を推進する。

## (3) 水田農業の体質強化

園芸品目等を経営に導入する複合化などによる「競争力」と県産米の高品質化やオリジナル品種の生産拡大などによる「ブランド力」、スマート農業の導入など徹底したコスト削減による「収益力」の3つの力を向上させる「第2期水田農業トリプルアップ運動（R3～5）」を、第1期での取組実績を検証して、効果が出ている取組は更に強化するとともに、停滞している取組は違った視点・角度からアプローチで推進し、水田農業の体質強化を図る。

### ア 水田経営の複合化及び水田のフル活用（競争力アップ）

- (ア) 地域に適した収益性の高い園芸品目等の作付誘導
- (イ) 麦・大豆・そば等の組み合わせ、2年3作の輪作体系の普及推進
- (ウ) 麦・大豆の団地化、営農技術導入及び機械等導入による産地力強化
- (エ) 国の交付金制度の活用による加工用米、新規需要米などの生産拡大
- (オ) 意欲のある農業者による米の輸出促進

### イ 米の品質向上・オリジナル品種の生産拡大（ブランド力アップ）

- (ア) 1等米比率全国1位を確立するため、プロジェクトチームで地域の課題を分析・解決策を実践
- (イ) 県オリジナル品種のブランド化と、実需者ニーズに応じた作付推進・生産拡大
- (ウ) 特別栽培等のこだわり栽培による米の高付加価値化の推進

### ウ 徹底したコスト削減（収益力アップ）

- (ア) A I・I O T技術を活用したスマート農業技術の農業者への実装の加速化による省力・低成本栽培の推進
- (イ) 「トヨタ式カイゼン手法」により、担い手経営体が行う生産工程のカイゼン活動を支援
- (ウ) 農地中間管理事業の積極的な活用等による担い手への農地の集積・集約化の推進

# 令和3年度の米政策の推進について

(令和2年11月5日 長野県農業再生協議会決定)

## (1) 基本的な考え方

令和2年産米を取り巻く全国の情勢は、作付面積は減少し、作況が「99」(10月15日現在)となったものの、主食用米の予想収穫量は、国が定めた適正生産数量である709～717万トンよりも多い723万トンが見込まれる。

加えて、コロナ禍の影響により、業務用米を中心に需要が大きく減少したため、来年6月末の民間在庫量は、適正水準とされる200万トンを大きく上回る209～215万トンが見込まれ、主食用米の需給状況は大きく緩和する見通しとなっている。

このことから、農林水産省公表の令和2年9月の相対取引価格が総体的に前年同月比を下回るなど米価が下落している。

このため、稻作経営の安定化を図るために、主食用米の需要に応じた適正生産を一層強化することが必要となっており、国は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、引き続き「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」などによる支援を継続するとともに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしている。

また、米の需給及び価格の安定を図っていくためには、産地が実需者のニーズを的確に把握し、実需者としっかりと結びついた複数年・播種前契約等の安定的な取引関係を構築することが重要としている。

本県においても國の方針を踏まえ、引き続き、農業再生協議会が中心となり、県、協議会の構成員(県、市町村、JAグループ、集荷業者ほか関係機関・団体)が、密接な連携と適切な役割分担の下、米の生産環境が非常に厳しいことと、米政策は米価維持対策等の稻作農家のための施策であることを生産者一人ひとりが理解して、全ての農業者が協調して、需要に応じた主食用米の適正生産に一丸となって取り組むものとする。

さらに、地域自らの発想・戦略と地域の合意による「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特性に応じた水田農業を推進するとともに、水田農家の所得向上を図るため、関係者が一丸となって麦・大豆及び園芸品目等の需要の大きい品目の導入による経営の複合化、県産米の高品質化やブランド化、スマート農業技術の導入による農作業の効率化や徹底した生産コストの削減に取り組み、水田農業の体質強化を図るものとする。

## (2) 具体的な推進方策

### ア 主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進

#### 1) 推進体制

県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となって、需要に応じた主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりや水田農業の体質強化を図る。

#### 2) 主食用米の需要に応じた適正生産の推進

① 主食用米の需要に応じた適正生産については、国が示す需給見通しに沿って、県農業再生協議会が定める生産数量目安値(以下「目安値」という。)により進める

ものとし、令和3年産米の目安値は、別紙「主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進について」により算定し、県農業再生協議会地方部に提示する。

取組に当たっては、農業再生協議会を中心とした農業者、農業者団体の主体的な取組と行政のきめ細かな対応により、各地域において、全ての農業者が協調して目安値に沿った生産が行われるよう努める。

- ② 令和2年産において目安値の範囲内で生産ができなかった地域農業再生協議会及び3年産において目安値の範囲内での生産が困難となる恐れのある地域農業再生協議会については、「行動計画」の策定を行い、これに沿った取組を行う。
- ③ 目安値の100%活用による主食用米の生産を推進するため、JAグループが主体となって、目安値の地域間調整に取り組む。
- ④ 実需者との結び付きの強化や安定的な取引を積極的に進めるため、主食用米について複数年・播種前契約の取組を推進する。
- ⑤ 主食用米とは別枠で生産できる用途限定米穀（加工用米、新規需要米（飼料用米、稻発酵粗飼料用稻、米粉用米、新市場開拓用米等））、都道府県別優先枠のある備蓄米について、積極的な取組を推進することにより、主食用米の適正生産を進める。
- ⑥ 地域の米の需要動向を客観的に見極め、需要に応じた主食用米の適正生産を产地自らが推進することが求められていることから、消費者・流通業者の評価や需給動向など米づくりに関する情報のより積極的な収集・共有に努める。

### 3) 水田フル活用ビジョンの策定・推進

- ① 農業再生協議会は、国の「水田活用の直接支払交付金」などの支援措置を最大限に活用し、水田のフル活用を進めるため、目安値を踏まえた主食用米の適正な作付けのほか、水田への加工・業務用野菜等の園芸作物の導入や麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、需要が期待できる新規需要米の作付け目標や導入する技術など、水田活用の取組方針を記載した「水田フル活用ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、構成機関・団体との密接な連携により、計画の実現に向けた取組を推進する。
- ② ビジョンの策定に当たっては、地域の水田農業の担い手や農地の利用集積の目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、その実現に向けて地域の関係者が一体となった取組を推進する。

なお、地域の水田農業を担う十分な担い手の確保・育成が困難な地域等にあっては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織、作業受託組織等の多様な担い手による生産体制の整備を図る。

### 4) 経営所得安定対策等の活用

水田を活用した戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米等）や地域振興作物（そば、野菜等）の生産振興、畑地への麦、大豆、そば等の作付けなどにより、農業者の経営安定に向けた取組を推進するため、農業再生協議会の関係者が連携し、農家、集落営農組織等に対してきめ細かな説明等を行い、経営所得安定対策等の有効な活用を図る。

- ① 「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」は、交付対象者が認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者に限定されていることから、多くの農業者が交付対象となるよう、地域農業再生協議会と連携し、担い手への誘導を図る。

- ② 「水田活用の直接支払交付金」は、水田機能等を有効に活用し、戦略作物や地域振興作物の作付拡大、産地づくりを進めるため、加算措置等を含めて積極的な活用を図る。

また、これまで需給調整に参加してこなかった生産者に対しても積極的に活用を促し、目安値に沿った生産へと誘導を図る。

- ③ 地域の特色ある魅力的な產品の产地を創造するため、地域の裁量で活用可能な「产地交付金」を十分活用する。

## 5) 農業保険制度の活用推進

農業者が、自ら自然災害等のリスクに対する備えを行い、経営安定を図るためのセーフティネット対策として、「収入保険制度（農業経営収入保険事業）」又は「農業共済及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」のいずれかを選択して加入が進むよう、制度の周知徹底と加入推進を行う。

なお、収入保険制度への加入に当たっては、青色申告による税務申告が要件となることから、農業者への情報提供に配意する。

## イ 消費者に信頼される安全・安心な米づくりの推進

生産段階における栽培履歴の記帳の徹底及びGAPの取組、環境にやさしい米づくりの推進により、自然環境の保全、食品安全の確保、労働安全の確保を図り、消費者に信頼される安全・安心な米づくりを推進する。

## ウ 水田農業の体质強化への取組推進

米価の価格低迷傾向にある中で、今後も人口減少に加え、コロナ禍の影響による需要減少が懸念されることから、水田農業は大きな転換期を迎える。

このため、企業的な経営手法の農業現場への導入など次代を見据えた経営展開と、労働力不足という課題の克服に向けたスマート農業技術の導入など、経営と生産の両面から体质強化に向けた取組を積極的に推進していく。

## 1) 水田経営の複合化【競争力のアップ】

- ① 集落営農組織や雇用労働を有している法人などの経営体を中心に、自らの経営状況に合わせた収益性の高い新たな品目導入を推進する。

なお、品目導入にあたっては、生産者団体や市町村、普及組織等の関係機関が密接な連携を図り、導入にチャレンジする経営体が早期に経営安定が図られるよう積極的な支援を展開する。

- ② 麦・大豆・そばについては、基本技術の励行を再徹底し、収量と品質の向上を図るとともに、2年3作の栽培体系の導入やブロックローテーションの再構築などによる作付けの集約化を進める。

- ③ 大規模経営体における主食用米と加工用米などの用途限定米穀について、それぞれの経営規模に応じた取組を進める。

- ④ 米の販路を拡大するために意欲ある農業者による米の輸出を促進するため、輸出に取り組む農業者の掘り起こしを積極的に行うとともに、県内輸出事業者と連携して県内における輸出の機運を高める。

2) 県産米の品質向上・オリジナル品種のブランド化【ブランド力のアップ】

- ① 1等米比率全国1位を目標に、各地域におけるプロジェクトチームにより地域課題の解決に向けてきめ細やかな技術指導を展開する。
- ② 実需者・消費者に選ばれる高品質な米生産を進めるために、高温登熟障害（胴割米・白未熟粒）・斑点米カメムシ・雑草イネなどの対策の実施、適正な肥培管理技術等を徹底する。
- ③ 産地の立地状況などを踏まえ、特別栽培米など特徴のある高付加価値な米の生産を推進する。
- ④ 実需者等から評価の高い県オリジナル米「風さやか」を始め、大麦・小麦・大豆・そばにおいてもオリジナル品種を中心に、実需者ニーズに沿った品種の作付け誘導を生産技術対策と合わせて計画的かつ戦略的に進め、実需者から信頼される産地形成を進める。

3) 徹底したコスト削減【収益力のアップ】

- ① 地域の水田農業の構造改革を進めるため、人・農地プランの実質化に合わせて、農地中間管理事業の積極的な活用により、地域農業を牽引する経営体への農地の集積・集約化を積極的に推進する。
- ② I C Tを活用した効率的な生産体系システムの構築に向けた経営改善指導の実施、A I・I o Tを活用したスマート農業技術・省力化技術の導入による労働生産性の向上、環境にやさしい農業の推進による肥料・農薬の使用量の削減などにより収益力の向上を図る。
- ③ トヨタ式カイゼン手法の農業現場への導入を計画的かつ速やかに進め、企業的な経営感覚を持った経営体の育成をより一層推進する。

■R3年産主食用米の地域再生協議会別生産数量目安値について  
(県再生協地方部会議において決定)

地域再生協名	(地方部会議開催後) 生産数量目安値 (ト)	換算面積		換算に用いた 単収(kg/10a)
		(m <sup>2</sup> )	(ha)	
小諸市	3,776.00	5,965,244	596.5	633
佐久市	14,493.00	21,631,343	2,163.1	670
小海町	181.00	305,743	30.6	592
佐久穂町	1,604.00	2,612,378	261.2	614
川上村	0.00	0	0.0	
南牧村	79.00	149,057	14.9	530
南相木村	11.00	20,755	2.1	530
北相木村	14.00	26,565	2.7	527
輕井沢町	84.00	144,330	14.4	582
御代田町	677.00	1,109,836	111.0	610
立科町	2,295.00	3,415,179	341.5	672
上田市	9,515.00	16,072,635	1,607.3	592
東御市	4,020.00	6,432,000	643.2	625
長和町	1,288.00	2,190,476	219.0	588
青木村	644.00	1,095,238	109.5	588
岡谷市	424.00	677,316	67.7	626
諏訪市	2,145.00	3,289,877	329.0	652
茅野市	5,177.00	8,076,443	807.6	641
下諏訪町	104.00	167,742	16.8	620
富士見町	2,747.00	4,459,416	445.9	616
原村	2,101.00	3,433,007	343.3	612
伊那市	11,851.00	18,232,308	1,823.2	650
駒ヶ根市地域	4,620.00	7,275,591	727.6	635
辰野町	1,651.00	2,654,341	265.4	622
箕輪町	2,262.00	3,517,885	351.8	643
飯島町	3,070.00	4,857,595	485.8	632
南箕輪村	1,502.00	2,282,675	228.3	658
中川村	1,374.00	2,201,923	220.2	624
宮田村	1,377.00	2,189,189	218.9	629
南信州	10,959.00	18,523,758	1,852.4	
飯田市	4,223.00	7,073,702	707.4	597
松川町	966.00	1,601,990	160.2	603
高森町	1,220.00	2,013,201	201.3	606
阿南町	813.00	1,421,329	142.1	572
阿智村	794.00	1,373,702	137.4	578
平谷村	26.00	57,522	5.8	452
根羽村	155.00	273,852	27.4	566
下條村	576.00	977,929	97.8	589
壳木村	225.00	394,737	39.5	570
天童村	79.00	156,746	15.7	504
泰阜村	246.00	440,072	44.0	559
喬木村	680.00	1,123,967	112.4	605
豊丘村	768.00	1,269,421	126.9	605
大鹿村	188.00	345,588	34.6	544
木曽郡	1,837.00	3,428,721	342.9	
木曾町	665.00	1,314,229	131.4	506
上松町	217.00	409,434	40.9	530
南木曾町	431.00	758,803	75.9	568
木祖村	174.00	319,853	32.0	544
王滝村	63.00	120,229	12.0	524
大桑村	287.00	506,173	50.6	567
松本市	17,215.00	26,403,374	2,640.3	652
塙尻市	3,484.00	5,418,351	541.8	643
安曇野市	19,158.00	29,981,221	2,998.1	639
麻績村	764.00	1,199,372	119.9	637
生坂村	321.00	515,249	51.5	623
山形村	631.00	987,480	98.7	639
朝日村	282.00	469,218	46.9	601
筑北村地域	1,116.00	1,763,033	176.3	633
大町市地域	8,561.00	13,920,325	1,392.0	615
池田町	3,191.00	5,057,052	505.7	631
松川村	4,515.00	7,143,987	714.4	632
白馬村	2,219.00	4,064,103	406.4	546
小谷村	708.00	1,346,008	134.6	526
長野市	7,938.00	14,024,735	1,402.5	566
須坂市	975.00	1,652,542	165.3	590
千曲市	2,406.00	4,382,514	438.3	549
坂城町	696.00	1,242,857	124.3	560
小布施町	545.00	922,166	92.2	591
高山村	504.00	881,119	88.1	572
信濃町	2,895.00	4,753,695	475.4	609
飯綱町地域	2,697.00	4,443,163	444.3	607
小川村	198.00	384,466	38.4	515
中野市	2,631.00	4,689,840	469.0	561
飯山市	6,534.00	11,564,602	1,156.5	565
山ノ内町	486.00	863,233	86.3	563
木島平村	2,094.00	3,673,684	367.4	570
野沢温泉村	879.00	1,564,057	156.4	562
栄村	1,090.00	2,124,756	212.5	513
合計	186,615.00	301,874,768	30,187.5	

# 令和3年度 担い手・農地部会 事業計画（案）

## 1 人・農地プランの推進

地域の課題解決に向け、実質化された人・農地プランを推進するとともに、優良事例の発信、関係機関・団体との情報共有・連携を進める。

### (1) 人・農地プランの作成・見直し・実践への支援

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| ア 人・農地プランの推進に係る研修会の開催    | 6月  |
| イ 地区分別検討会の実施             | 12月 |
| ウ 流動化検討会の開催(プランの推進状況等検討) | 隔月  |

### (2) 優良事例紹介、情報共有・連携強化

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ア 「担い手・農地だより」発行   | 2回(8・2月) |
| イ 「農業構造政策推進資料」発刊  | 3月       |
| ウ ホームページを活用した情報発信 | 通年       |

## 2 中核的経営体等の確保・育成・経営力向上

農業者が創意工夫して農業経営を展開できるよう、「農業経営相談所」を引き続き設置し、専門家の活用を含めた伴走支援等により、農業者個々の経営実態や発展段階に応じた課題の解決を支援するとともに、就農希望者等の円滑な就農及び定着のための取組みを行う。

また、認定農業者や集落営農組織などの中核的経営体の経営力の向上、農福連携等による多様な人材の農業就労への取り組みや女性農業者の事業発展活動を支援し、地域農業の活力向上を図る。

### (1) 農業経営相談所の運営

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ア 経営戦略会議の開催及び運営   | 4月～(6回/年) |
| イ 専門家等を含む支援チームの派遣 | 4月～(随時)   |
| ウ 経営相談会の開催        | 県下4地域     |
| 新工 就農相談会の開催       | 2回        |
| オ 信州農業MBA研修の開催    | 11月～      |
| カ 農業経営法人化支援事業     | 法人化4組織    |

### (2) 地域の実情に沿った経営体の育成支援

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ア 集落営農経営発展支援研修会の開催(法人化促進、経営安定対策) | 11月 |
| イ 農業経営管理能力向上セミナーの開催(財務・税務、労務管理等) | 2回  |

### (3) 雇用人材の確保支援

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 農福連携推進研修会(農業労働力確保支援研修会)の開催 | 10月 |
|----------------------------|-----|

### (4) 女性農業者の経営力向上支援

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 女性農業者活動支援事業の実施(農業女子経営力アップ支援事業) | 8グループ |
|--------------------------------|-------|

## 3 農地の有効活用の推進

農地中間管理事業の活用による中核的経営体への農地集積・集約化の推進及び遊休農地の発生防止や再生・活用に向けた活動の推進を図る。

### (1) 中核的経営体への農地の集積・集約化支援

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| 農地流動化検討会の開催(情報共有、関連事業の調整等)《再掲》 | 隔月 |
|--------------------------------|----|

### (2) 遊休農地の発生防止及び再生・活用支援

- |                  |    |
|------------------|----|
| ア 遊休農地解消月間の設定    | 8月 |
| イ 遊休農地活用推進研修会の開催 | 2月 |

## 4 収入減少影響緩和交付金の農業者積立金の管理

- |    |
|----|
| 通年 |
|----|

## 令和3年度 担い手・農地部会活動方針

### I 担い手・農地を取り巻く情勢

担い手の減少や高齢化に伴う農業生産力や農村集落機能の低下、TPP11 や日米貿易協定など国際化の進展等、農業農村が多くの課題に直面する中、長野県農業を将来にわたり持続的に発展させていくためには、地域農業を担う農業経営体の確保・育成及び農地利用の効率化・高度化による農業生産構造の立て直しが喫緊の課題である。

このような状況において、本県では「第3期長野県食と農業農村振興計画（2018年度～2022年度）」に基づき、認定農業者などの中核的経営体<sup>1</sup>の育成や、農地中間管理事業の活用を軸とした農地の利用集積・集約化、経営力の強化や雇用入材の安定確保、農業の高付加価値化・6次産業化などを複層的に推進している。

また、国は、農地中間管理事業推進法等の改正により、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業の手続改善、農地利用集積円滑化事業の廃止など新たな施策展開の枠組みを示し、地域における人と農地の問題解決に向けた取組をさらに加速させ、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を目指している。

一方、本県の中山間地域等では、5年後、10年後の農地維持に向けた取組が急務となっている。

これらの状況に的確に対応するため、人・農地プランの実質化をはじめ、担い手の確保・育成や経営力の向上、農地の集積・集約化、遊休農地の再生・活用など、人と農地の問題解決に向けた取組を県や市町村、農業団体が連携し一体となって進める必要がある。

### II 地域農業の持続的発展に向けた推進方針

#### 1. 基本的な考え方

農業の担い手や経営形態が多様化する中で、集落等における話し合いを通じ、実質化された人・農地プランに基づき農地利用の最適化を着実に進め、効率的かつ持続的に農業を展開するための農業生産構造の構築を推進する。

認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの確保・育成を図るとともに、経営管理能力の向上や経営基盤の強化を進め、雇用入材を安定的に確保しながら経営の複合化・多角化・高度化に取り組む企業的な経営を実践できる「中核的経営体」を地域農業の主たる担い手として育成する。

併せて、県、JA長野中央会、(一社)長野県農業会議、長野県農地中間管理機構（以下「機構」という。）、及び長野県土地改良事業団体連合会による「人・農地プランの推進及び農地中間管理事業の活用促進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」（5者合意）に基づき、機構の活用を基軸とした農地の利用集積・集約化を進め、中核的経営体の効率的な経営を支援するとともに、遊休農地対策を推進し、農地利用の最適化を図る。

さらに、担い手が不足する地域においては、担い手組織の育成や広域展開する農業法人の誘致、地元JAが出資設立した農業法人等との協力体制の強化を検討するとともに、小規模農家や兼業農家、地域住民の共助による農地管理や農業用水路の管理など、地域内で相互に補完し合う体制の構築により地域農業の維持を図るものとする。

<sup>1</sup> 認定農業者（主たる農業従事者が他産業と同等の所得等を確保している又はそれを目指している経営体として市町村が認定した者）、基本構想水準到達者（認定農業者と同水準の経営体として市町村が判断した者）、認定新規就農者（新たな担い手として市町村が認定した者）、集落営農組織を総称して「中核的経営体」と定義（国が定義する「中心経営体」と同義）。

## 2. 重要推進事項

### (1) 人・農地プランの推進

#### ア 人・農地プランの基本方針

地域農業を維持・発展させるためには、中核的経営体等を確保・育成し、農地の利用集積を図るとともに、兼業農家や高齢農家なども含めた地域の農業関係者が役割分担しながら農地を維持していく仕組みが必要であるため、全市町村の全地域で人・農地プランを推進し、農地利用の最適化の検討を通じて、地域農業全体の将来ビジョンを明確化する。

#### イ 実質化への取組継続

人・農地プランの実質化が遅れている地域は、県現地支援チームの積極的な支援活動により、市町村や農業委員会の取組を支援し実質化を推進する。

#### ウ プラン実践の取組

実質化された人・農地プランに基づき、利用集積・集約化など農地利用の最適化に向け、市町村と農業委員、農地利用最適化推進委員が中心となり、JAや農地中間管理機構等と連携し、プランの方向性に応じた役割分担のもと、より積極的に計画的な利用調整活動を開展する。

また、県現地支援チームは、引き続き市町村や農業委員会の実践活動を支援することにより、適時適切な人・農地プランの見直しを誘導する。

### (2) 中核的経営体の確保育成及び経営力向上

#### ア 農業経営の改善・発展

- ① 農業経営者総合サポート事業の「農業経営相談所」を核とし、経営改善に向け、専門家派遣などの伴走支援や地域ごと開催する経営相談会を通じて、農業者個々の経営実態や発展段階に応じた課題解決を推進するとともに、新規就農の希望に応じて、就農相談会や農業法人等への就業、農業研修の受入れ等を推進する。
- ② 本県農業を先導するトップランナーを目指す農業経営体の育成を進める。
- ③ 研修会やセミナーの開催を通じ、経営管理能力の向上や農業経営の多角化、経営継承などの課題解決を推進する。

#### イ 地域の実情に沿った経営体の育成

- ① 水田を中心とした地域においては、農地の利用集積・集約化による大規模経営体の育成や集落営農の組織化、園芸作物を中心とした地域においては、新規就農者の確保や労働力補完体制の整備など、それぞれの地域の実情や課題に対応した取組を推進する。
- ② 担い手が不足する地域では、地域外からの新規就農者や広域展開する農業法人等の積極的な呼込み、作業受託組織の育成、市町村による農業公社等の設立、JA出資法人との協力体制の構築、兼業農家の定年後の専業化など幅広い検討を誘導する。
- ③ 既存の集落営農組織は、経営の改善・安定化に向け法人化を促進するとともに、経営状況や地域の実情に応じて、組織の広域連携や合併再編を推進する。

#### ウ 雇用入材の確保

- ① 農福連携による障がい者就労や、求人求職者マッチングの促進によるシニア層や子育て世代の就労など多様な人材の就農を推進する。
- ② 特定技能外国人を含めた農繁期の労働力確保に向け、産地の実情に応じた各地の労働力補完体制の構築を推進する。
- ③ 新型コロナウィルスの影響による失業者等を農業分野へ積極的に呼込むなど、多様な国内人材の確保を推進する。

#### エ 女性農業者の経営力向上

- ① 女性が経営主体として個性や能力を発揮するためのスキルアップなどを推進する。

### (3) 農地利用の最適化の推進

#### ア 中核的経営体への農地集積・集約化

- ① 実質化された人・農地プランに基づき、市町村及び農業委員会を中心に関係機関一体となった農地集積・集約化を推進する。
- ② 長野県農業開発公社（農地中間管理機構）が行う農地中間管理事業の活用を基軸として推進し、農業農村整備事業を効果的に活用しながら、農地の集積・集約化による農業生産性の向上等を図る。
- ③ 中核的経営体を目指す新規就農者等に対しては、早期の経営安定と経営力向上を支援するため、円滑な農地確保と効率的利用を推進する。
- ④ 農地流動化情報や貸し手、借り手に対する権利設定の状況、関連事業の状況等を関係機関で定期的に情報共有図りながら、効果的な農用地利用調整活動を推進する。
- ⑤ 地域及び農業者が機構集積協力金等の支援施策を十分に活用できるよう制度の周知を進める。

#### イ 多様な主体による農地利用

- ① 小規模農家や兼業農家のほか、農ある暮らしや半農半Xなど、多様な人材や主体による農地の利用を推進する。

#### ウ 荒廃農地の発生防止と再生・活用

- ① 「遊休農地解消月間」の設定や農地利用最適化研修会の開催等により、荒廃農地の発生防止と再生・活用を啓発する。
- ② 地域合意のもと、広域展開する農業法人や一般企業などの多様な担い手と荒廃農地とのマッチングを推進する。
- ③ 活用見込みのない農地については、積極的な非農地化を推進する。

## III 第3期長野県食と農業農村振興計画等における目標指標

年度 項目	現状(2016年度) (基準年)	2021年度 (年度目標)	2022年度 (目標年)
中核的経営体数	8,998 経営体	9,800 経営体	10,000 経営体
認定農業者	6,801 経営体	7,020 経営体	7,150 経営体
市町村基本構想水準到達者	1,532 経営体	1,950 経営体	2,000 経営体
認定新規就農者	338 経営体	490 経営体	500 経営体
集落営農組織	327 組織	345 組織	350 組織
法人経営体数 及びその常雇用者数※1	958 法人 (6,420人)	1,060 法人 (7,020人)	1,080 法人 (7,170人)
中核的経営体への集積面積※2	42,255 ha	54,000 ha	57,200 ha
集積率	39 %	51 %	54 %
荒廃農地の解消面積	991 ha/年	1,000 ha/年	1,000 ha/年

※1 常雇用者の現状は2017年度数値(農村振興課推計)

※2 現状は2015年度数値

# 令和3年度 中山間地農業振興部会事業計画(案)

## 1 基本の方針

中山間地の農業は、農業者の高齢化や人口減少が進む中においても、国民に安定的に食料を供給する食料生産の場と、国土保全や水源の涵養など多面的機能の発揮の場として重要な位置を占めている。

また、都市住民などの生活観・価値観の多様化から、農村へ移り住みたいという「田園回帰」や「定年帰農」など非農家の農業・農村に対する関心が高まっている。

一方、担い手不足など「人の課題」、それに起因する遊休農地の増加、野生鳥獣被害の発生など「生産面の課題」、加えて、これまで行われてきた農道の共同管理活動が低下するなどの「農村の課題」が山積しており、それぞれの課題が複雑に絡み合っている現状にある。

このため、地域の様々な資源を活かし、磨き上げ、創意工夫をこらして自発的に活性化に取り組む地域に対し、県や市町村、JAグループ、土地改良区などの関係機関・団体が連携して、濃密的かつ戦略的な支援を行う。

## 2 活動内容

### (1) 市町村の将来ビジョンに関する支援

農業者や地域住民の意向を踏まえて、中山間地の農業振興に向けた自発的な取組の「道しるべ」となる将来ビジョンを市町村が策定するにあたり、協力・助言と、将来ビジョンの実効確保に向けて各種事業の活用促進などの支援。

### (2) 地域別農業振興計画に関する支援

地域振興局単位に策定する地域別農業振興計画について、地域実情を捉えて、早期に効果が発揮される仕組みや内容の検討と、支援事業の進捗等を踏まえた計画の評価。

### (3) 横断的な課題に対する検討

農村地域の活性化や暮らし支援など様々な課題に対し、農業分野としての関わり方などの検討。

### (4) 中山間地農業ルネッサンス事業等の活用

中山間地の特色を活かした農業の展開、都市農村交流、農村への移住・定住など多様な取組に対し、中山間地農業ルネッサンス推進事業、中山間地域農業直接支払事業などの関連事業を活用し中山間地域の活性化を支援。

また、地域の抱える課題を解決する取組を進めるため、市町村やJA、農業農村支援センター等と連携し、集落を支援。

## 第2号議案

### 令和3年度 長野県農業再生協議会 収支予算書（案）

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月 31日

収入総額	23,311,000 円
支出総額	23,311,000 円
差引残額	0 円

#### 1 収入の部

(単位:円)

科目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減	備考
補助金	22,375,000	23,095,000	△ 720,000	
委託金	636,000	636,000	0	
繰越金	300,000	150,000	150,000	
収入計	23,311,000	23,881,000	△ 570,000	

#### 2 支出の部

(単位:円)

科目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減	備考
米・戦略作物部会	3,830,000	4,050,000	△ 220,000	
担い手・農地部会	19,481,000	19,831,000	△ 350,000	
支出計	23,311,000	23,881,000	△ 570,000	

※ 各部会会計(案)の詳細は、別紙のとおり

(米・戦略作物部会)

令和3年度 収支予算書(案)

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月 31日

収入総額	3,830,000 円
支出総額	3,830,000 円
差引残額	0 円

1 収入の部

(単位:円)

科目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減	備考
補助金	3,530,000	3,900,000	△ 370,000	
令和3年度 経営所得安定対策推進事業補助金	3,530,000	3,900,000	△ 370,000	
繰越金	300,000	150,000	150,000	
令和2年度 経営所得安定対策推進事業の額の確定に伴う繰越金	300,000	150,000	150,000	
合 計	3,830,000	4,050,000	△ 220,000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減	備考
経営所得安定対策推進事業補助金	3,530,000	3,900,000	△ 370,000	
県協議会事務費	3,530,000	3,900,000	△ 370,000	
国庫返還金	300,000	150,000	150,000	
令和2年度 経営所得安定対策推進事業の額の確定に伴う繰越金	300,000	150,000	150,000	
合 計	3,830,000	4,050,000	△ 220,000	

※附帯決議事項

過去に行った補助事業について、残余金等が生じた場合は、国の指示に基づき速やかにその額を国に返還するものとする。

## (担い手・農地部会)

## 令和3年度 収支予算書(案)

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月31日

収入総額	19,481,000 円
支出総額	19,481,000 円
差引残額	0 円

## 1 収入の部

(単位：円)

科 目		令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増 減	説 明
款	項				
1. 補助金		18,845,000	19,195,000	△ 350,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業	17,885,000	18,395,000	△ 510,000	
	1. 担い手育成対策事業補助金	8,885,000	9,385,000	△ 500,000	地域営農基盤強化総合対策事業(県費補助金)
	2. 農業経営者総合サポート事業補助金	9,000,000	9,010,000	△ 10,000	地域営農基盤強化総合対策事業(国庫補助金)
	2 NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	960,000	800,000	160,000	NAGANO農業女子ステップアップ支援事業(県費補助金)
2. 委託金		636,000	636,000	0	
	1. 経営所得安定対策費	636,000	636,000	0	収入減少影響緩和交付金管理事務費(国庫委託費)
合 計		19,481,000	19,831,000	△ 350,000	

## 2 支出の部

科 目		令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増 減	説 明
款	項				
1. 担い手・農地対策事業費		18,845,000	19,195,000	△ 350,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業	8,885,000	9,385,000	△ 500,000	(1) 研修会の開催 (集落営農経営発展支援研修会、人・農地プランの推進に 係る研修会、農福連携推進研修会、遊休農地活用推進研修 会、農業経営管理能力向上セミナー) (2) 担い手情報発行 ほか(県補助事業)
	2. 農業経営者総合サポート事業費	9,000,000	9,010,000	△ 10,000	(1) 農業経営者サポート事業 8,000千円 (農業経営相談所の設置・運営、農業経営者へのサポート 活動、経営相談会の開催、団就農相談会の開催、信州農業 MBA研修の開催) (2) 農業経営法人化支援補助金 1,000千円 (法人化4組織 6250千円) (国補助事業)
	2. NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	960,000	800,000	160,000	農業女子経営力アップ支援事業補助金 (販路拡大、学習会開催) (県補助事業)
2. 経営所得安定対策事業費	1. 資金管理費	636,000	636,000	0	収入減少影響緩和交付金管理事務費(国庫委託費)
合 計		19,481,000	19,831,000	△ 350,000	

(水田リノベーション事業 特別会計)

令和3年度 特別会計收支予算書（案）

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月 31日

収入総額	595,166 千円
支出総額	595,166 千円
差引残額	0 千円

1 収入の部

(単位:千円)

科目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減	備考
農林水産物・食品輸出促進対策事業 費補助金(水田リノベーション事業)	595,166	0	595,166	令和2年度補正
前年度繰越金	0	0	0	
合 計	595,166	0	595,166	

2 支出の部

(単位:千円)

科目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減	備考
水田リノベーション事業に係る 補助金	595,016	0	595,016	
県事務費	150	0	150	振込手数料、事務費等
補助金返還	0	0	0	
合 計	595,166	0	595,166	

## 第3号議案

### 令和3年度 担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入金（案）について

#### 1 借入金最高限度額

金 5, 000, 000円

#### 2 借入先

長野県信用農業協同組合連合会

【第4号議案】

○長野県農業再生協議会事務処理規程

新旧対照表

改正案	現行
長野県農業再生協議会事務処理規程	長野県農業再生協議会事務処理規程
平成16年3月18日制 定	平成16年3月18日制 定
平成23年3月24日一部改正	平成23年3月24日一部改正
平成23年9月21日一部改正	平成23年9月21日一部改正
平成25年3月8日一部改正	平成25年3月8日一部改正
平成25年5月29日一部改正	平成25年5月29日一部改正
平成26年2月27日一部改正	平成26年2月27日一部改正
平成26年5月20日一部改正	平成26年5月20日一部改正
平成29年3月22日一部改正 令和3年〇月〇日一部改正	平成29年3月22日一部改正
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略
(事務処理体制)	(事務処理体制)
第3条 県協議会規約第23条第3項の主担当は、次のとおりとする。	第3条 県協議会規約第23条第3項の主担当は、次のとおりとする。
【事務局主担当】	【事務局主担当】
(1) 県農政部農業技術課	(1) 協議会の運営総括
(2) 県農政部農業技術課	(2) 規約第21条第1項に掲げる 米・戦略作物部会に係る事務
(3) 県農政部農村振興課	(3) 規約第21条第4項に掲げる 扱い手・農地部会に係る事務
(4) 規約第21条第5項に掲げる野生鳥獣 被害対策部会に係る事務	(4) 規約第21条第5項に掲げる野生鳥獣 被害対策部会に係る事務
(削除)	(削除)
	県林務部森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室
	県農政部農業技術課

【第4号議案】

改正案	現行
(4) 規約第21条第6項に掲げる中山間地 農業振興部会に係る事務	(5) 規約第21条第6項に掲げる中山間地 農業振興部会に係る事務
(5) (1)～(2)の経理に関する事務	(6) (1)～(2)の経理に関する事務
(6) (3)の経理に関する事務 <u>(削除)</u>	(7) (3)の経理に関する事務
	(8) (4)の経理に関する事務
第4条 略	第4条 略
附則	附則
1～8略	1～8略
9 この規程は、令和3年○月○日から施行する。	

# ○長野県農業再生協議会会計処理規程

## 新旧対照表

改正案	現行	定
長野県農業再生協議会会計処理規程	長野県農業再生協議会会計処理規程	平成16年3月18日制
平成16年3月18日制	平成23年3月24日一部改正	平成23年3月24日一部改正
平成23年3月24日一部改正	平成23年9月21日一部改正	平成23年9月21日一部改正
平成23年9月21日一部改正	平成25年3月8日一部改正	平成25年3月8日一部改正
平成25年3月8日一部改正	平成25年5月29日一部改正	平成25年5月29日一部改正
平成25年5月29日一部改正	平成26年2月27日一部改正	平成26年2月27日一部改正
平成26年2月27日一部改正	平成27年2月12日一部改正	平成27年2月12日一部改正
平成27年2月12日一部改正	平成27年5月25日一部改正	平成27年5月25日一部改正
平成27年5月25日一部改正	平成27年9月11日一部改正	平成27年9月11日一部改正
平成27年9月11日一部改正	平成30年3月22日一部改正	平成30年3月22日一部改正
令和3年〇月〇日一部改正		
第1章 総則	第1章 総則	(適用範囲)
第1条 略	第1条 略	第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱(平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知)、地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱(平成19年3月30日付け18農振第200号農政部長通知)、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2846号)、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官依命通知)、

## 改正案

和3年1月29日付け2政統第1914号農林水産事務次官依命通知)及び長野県農業再生協議会規約(以下「規約」という。)に定めるものその他、この規程の定めるとところによる。

## 現行

攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱(平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知)、若手女性農業者連携活動支援事業補助金交付要綱(平成27年4月1日付け27農振第8号農政部長通知)及び長野県農業再生協議会規約(以下「規約」という。)に定めるものその他、この規程の定めるとところによる。

## 第3条 略

### (会計区分)

第4条 県協議会の会計区分は以下のとおりとする。

- (1) 米・戦略作物部会会計
- (2) 担い手・農地部会会計
- (削除)

2 県協議会に前項の会計と区分して、耕作放棄地再生利用対策交付金特別会計、大豆・麦等生産体制緊急対策事業特別会計、鳥獸被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金特別会計、攻めの農業実践緊急対策事業特別会計及び稻作農業の体质強化緊急対策事業特別会計を設ける。

## 第5条～第6条 略

### (出納責任者)

第7条 出納責任者は、米・戦略作物部会会計、(削除)ににおいては長野県農業協同組合中央会事務理事、担い手・農地部会会計、耕作放棄地再生利用対策交付金特別会計においては長野県農業會議事務局長、(削除)とする。

第7条 出納責任者は、米・戦略作物部会会計、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進事業特別会計、攻めの農業実践緊急対策事業特別会計及び稻作農業の体质強化緊急対策事業特別会計においては長野県農業協同組合中央会専務理事、担い手・農地部会会計、耕作放棄地再生利用対策交付金特別会計においては長野県農業會議事務局長、野生鳥獸被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金特別会計においては長野県森林組合連合会専務理事とする。

改正案	現行
(経理責任者)	(経理責任者)
第8条 事務処理規程に定める事務の経理責任者は、米・戦略作物部会会計 (削除)においてはJA長野中央会常農支援室長、担い手・農地部会会計、 耕作放棄地再生利用対策交付金特別会計においては長野県農業会議総務部 長、(削除)とする。 2 略	第8条 事務処理規程に定める事務の経理責任者は、米・戦略作物部会会計、 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進事業特別会計、攻めの農業実践緊急対策事 業特別会計及び福作農業の体質強化緊急対策事業特別会計においてはJA長 野県農業センター長、担い手・農地部会会計、耕作放棄地再生利用対策部会会計 金特別会計においては長野県農業会議総務部長、野生鳥獣被害対策部会会計 及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金特別会計においては長野県 森林組合連合会指導利用部長とする。
第9条 略	第9条 略
第2章 勘定科目及び会計帳簿類 第10条～第15条 略	第2章 勘定科目及び会計帳簿類 第10条～第15条 略
第3章 予算 第16条 略	第3章 予算 第16条 略
(事業計画及び収支予算の作成) 第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の 議決を経てこれを定める。 2 前項の規定による事業計画及び収支予算は、関東農政局長野県拠点地方参 事官に報告しなければならない。 また、耕作放棄地再生利用(削除)、に関するることは、関東農政局長に報 告しなければならない。	(事業計画及び収支予算の作成) 第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の 議決を経てこれを定める。 2 前項の規定による事業計画及び収支予算は、関東農政局長野県拠点地方参 事官に報告しなければならない。 また、耕作放棄地再生利用、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進事業、 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金、攻めの農業実践緊急対策事業 及び福作農業の体質強化緊急対策事業に関することは、関東農政局長に報告 しなければならない。
第4章 出納 第20条～第27条 略	第4章 出納 第20条～第27条 略

改正案	現行
第5章 物品 第28条～第31条 略	第5章 物品 第28条～第31条 略
第6章 決算 第32条～第36条 略	(報告) 第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を 関東農政局長野県拠点地方参事官に報告しなければならない。 また、耕作放棄地再生利用 <u>(削除)</u> に関することは、関東農政局長に報告 しなければならない。
	(報告) 第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を 関東農政局長野県拠点地方参事官に報告しなければならない。 また、耕作放棄地再生利用 <u>(削除)</u> に係る緊急対策事業及び稻作 防止緊急捕獲等対策事業推進交付金、改めの農業実践緊急対策事業に報告しなけれ ばならない。
	第7章 雜則 第38条 略
	附 則 1～9略
	10 この規約は、令和3年3月〇日から施行する。

○長野県農業再生協議会文書取扱規程

新旧対照表

改正案	現行
長野県農業再生協議会文書取扱規程	長野県農業再生協議会文書取扱規程
平成16年3月18日制 定	平成16年3月18日制 定
平成23年3月24日一部改正	平成23年3月24日一部改正
平成23年9月21日一部改正	平成23年9月21日一部改正
平成25年3月8日一部改正	平成25年3月8日一部改正
平成25年5月29日一部改正	平成25年5月29日一部改正
平成29年3月22日一部改正	平成29年3月22日一部改正
令和3年〇月〇日一部改正	
第1条～第4条 略	(文書管理責任者)
(文書管理責任者)	第5条 事務処理規程に定める事務の文書管理責任者は、同第3条第1項第1号、第2号及び第5号についてはJA長野中央会営農支援室長、同第3号、第6号については長野県農業会議総務部長、(削除)、同第4号については長野県農政部農村振興課中山間農村係長とする。
2 略	2 略
第6条～第16条 略	第6条～第16条 略

改正案	現行
(文書番号) 第17条 文書番号は次のとおりとする。 (1) 発行名義人が会長にあつては〇〇長野協議会第一号 (〇〇は年度) (2) 発行名義人が米・戦略作物部部会会長にあつては〇〇長米戦部第一部第一号、担 い手・農地部会にあつては〇〇長担部第一号、(削除)、中山間地農業振 興部会にあつては〇〇長中部第一号 (〇〇は年度)	(文書番号) 第17条 文書番号は次のとおりとする。 (1) 発行名義人が会長にあつては〇〇長野協議会第一号 (〇〇は年度) (2) 発行名義人が米・戦略作物部部会会長にあつては〇〇長米戦部第一部第一号、担 い手・農地部会にあつては〇〇長担部第一号、野生鳥獣被害対策部会 にあつては〇〇長野振興部会にあつては〇〇 長中部第一号 (〇〇は年度)
2～3 略	2～3 略
第18条～第24条 略	第18条～第24条 略
附 則	附 則
	1～6 略
	7 この規約は、令和3年〇月〇日から施行する。

○長野県農業再生協議会公印取扱規程

新旧対照表

改正案	現行
長野県農業再生協議会公印取扱規程 平成16年3月18日 制定 平成23年3月24日一部改正 平成23年9月21日一部改正 平成25年3月8日一部改正 平成25年5月29日一部改正 平成27年5月25日一部改正 平成29年3月22日一部改正 令和3年〇月〇日一部改正	長野県農業再生協議会公印取扱規程 平成16年3月18日 制定 平成23年3月24日一部改正 平成23年9月21日一部改正 平成25年3月8日一部改正 平成25年5月29日一部改正 平成27年5月25日一部改正 平成29年3月22日一部改正
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略  (種類) 第3条 公印の種類は、次のものとする。 (1) 長野県農業再生協議会会长印 (2) 長野県農業再生協議会会长印 (3) 米・戦略作物部会長印 (4) 担い手・農地部会長印 (削除) (5) 中山間地農業振興部会長印 (6) 長野県農業再生協議会印
第4条～第7条 略	第4条～第7条 略  (種類) 第3条 公印の種類は、次のものとする。 (1) 長野県農業再生協議会会长印 (2) 長野県農業再生協議会会长印 (3) 米・戦略作物部会長印 (4) 担い手・農地部会長印 (5) 野生鳥獣被害対策部会長印 (6) 中山間地農業振興部会長印 (7) 長野県農業再生協議会印

改正案	(公印管理責任者)	現行
第8条 公印管理責任者は、事務処理規程第3条第1項第1号、第2号及び第5号についてはJA長野中央会営農支援室長、同第3号、第6号については長野県農業會議總務部長、(削除)、同第4号に <del>ては長野県農政部農村振興課中山間農村係長とする。</del>	(公印管理責任者) 第8条 公印管理責任者は、事務処理規程第3条第1項第1号、第2号及び第6号についてはJA長野県営農センター長、同第3号、第4号及び第8号については長野県農業會議總務部長、同第5号については長野県農政部農村振興課中山間農村係長とする。	
第9条～第12条 略	第9条～第12条 略	第9条～第12条 略
附則	附則	附則
1～7略	1～7略	1～7略
8 この規約は、令和3年〇月〇日から施行する。		